

税制改革の全体像

平成 14 年 10 月 17 日

経済財政諮問会議

1. 15 年度税制改革の位置付け

- (1) 経済活性化を最重要課題とする包括的かつ抜本的な税制改革の第一弾として、15 年度税制改革を行う。
- (2) 15 年度税制改革においては、経済金融情勢の不確実性の高まりなどを踏まえ経済活性化に焦点をあてた税制改革を実現する。
- (3) 維持可能な社会保障制度と税制、地方の自律と税制、特定財源問題のあり方などについては、引続き鋭意検討を進める。

2. 15 年度税制改革

(1) 総合的な政策対応

現下の経済金融情勢を踏まえ、「総合的な対応策（仮称）」を策定し、政府・日銀が一体となってこれを可及的速やかに実施することが必要である。「総合的な対応策（仮称）」の一環として、税制面では、先行減税を 1 兆円を超える出来る限りの規模とする必要がある。具体的には、下記の方角で検討し、財政規律を堅持しつつ今後のマクロ経済動向等を踏まえ決定する。

(2) 改革の方角

経済のエンジンは企業の積極的な活動である。法人関係では研究開発や IT 投資に対する減税、活力ある中小企業の経営基盤の強化のための税制見直し等を実施する。また、法人事業税の外形標準課税については「基本方針 2002」に示した考え方に沿って対応する。法人税率の取扱いについては、マクロ経済の状況、国際的視野、税体系のあり方も勘案しつつ引続き検討する。

相続税・贈与税の一体化、土地の有効利用の促進に資する土地税制の見直し、株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しなどを行う。これらの改革は資産デフレの克服にも寄与する。

また、消費税の免税点制度、簡易課税制度の抜本的改革、配偶者特別控除や

特定扶養控除の廃止・縮減などを図る。

減税に際しては、一層の歳出改革や国有財産の売却を進めるとともに、これに加えて、多年度での収支中立の下で、一体的な税制改革の一環としての増収等を活用する。こうした努力により、「改革と展望」で想定した財政健全化の道筋に早期に復帰する。このため、「改革と展望」を改定し、歳出・歳入両面の措置、それらを踏まえた歳出、歳入の見込み等を盛り込む。